平成２１年（フ）第２５１号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫41番地三浦征義方
債務者　三浦　節子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫41番地三浦征義方
債務者　三浦　いさ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２９号
千葉県富津市大堀１丁目８番地４
破産者　株式会社商工社
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３０号
千葉県木更津市清見台東３丁目18番１号301
破産者　岸田　英明
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１２５号
千葉県君津市人見1445番地
破産者　有限会社伊藤建材
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２４４号
水戸市見川町2131番地の547
破産者　有限会社大善運輸
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９５号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地362
破産者　株式会社エムテック
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９３号
千葉県白井市根714番地
破産者　有限会社ジーティーワールド
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９４号
千葉県八千代市村上3565番地10
破産者　後藤　基行
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第６１号
千葉県いすみ市深堀364番地
破産者　鈴木　邦男
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
千葉県いすみ市若山479番地１
破産者　荘司　昌洋
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
千葉県富津市青木10番地１
破産者　株式会社東日本総合サービス
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１５７４５号
東京都中央区日本橋茅場町１丁目４番２号
破産者　株式会社ドットシティ
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴76番地８
破産者　有限会社はしもとせいか
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２３９号
神奈川県厚木市毛利台２丁目10番11号
破産者　有限会社桜井商事
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３３号
神奈川県相模原市向陽町５番７号
破産者　有限会社秀洋工業
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第５６７号
静岡県伊豆市八木沢652番地の１
破産者　株式会社土肥土建
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
静岡県駿東郡清水町徳倉1768番地の２
破産者　有限会社トップス
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２８０３号
名古屋市千種区光が丘１丁目７番１号
破産者　有限会社レイホウ商会
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１０号
三重県志摩市阿児町国府1054番地30
破産者　小西　正雄
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
大津市稲津２丁目７番８号
破産者　初花こと　長田　初浩
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部